第5次北本市地球温暖化対策実行計画 (区域施策・事務事業編) (素案)

令和6年●月

北本市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	策定の目的	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
第2章	計画策定の背景	4
1	地球温暖化とは	4
2	地球温暖化対策に関する動向	5
3	持続可能な開発目標(SDGs)	6
4	市域の概況	6
第3章	区域施策編(市域における取組)	13
1	対象範囲	13
2	対象とする温室効果ガスの種類	13
3	市域における温室効果ガス排出量	14
4	市域における温室効果ガス排出量の削減目標	28
第4章	事務事業編(市役所における取組)	29
1	対象範囲	29
2	対象とする温室効果ガスの種類	29
3	市の事務事業における温室効果ガス排出量	29
4	市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標	34
第5章	重点プロジェクト	35
1	施策の体系	35
2	重点プロジェクト	36
第6章	削減目標の達成に向けた施策	39
1	省エネルギー型社会の構築	41
2	再生可能エネルギーの利用の推進	48
3	資源循環の推進	51
4	CO ₂ 吸収源の確保	56
5	地球温暖化対策に関する情報共有	59
第7章	推進体制と進行管理	62
1	計画の推進体制	62
2	計画の進行管理	64

第1章 計画の基本的事項

1 策定の目的

本市では、緑に囲まれた健康な文化都市として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すため、2022(令和4)年1月に「北本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする意向を示しました。

また、地球温暖化対策への取組として、2019(平成31)年3月に「第4次北本市地球温暖化対策 実行計画」(以下、「第4次計画」とします。)を策定し、市庁舎や文化センター、各出先機関、小中 学校のエネルギー消費実態を把握し、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた対策を進め、市 民や事業者へ率先行動を示すとともに、地球温暖化防止の普及啓発活動を推進してきました。

今回、2023(令和5)年度をもって第4次計画が計画期間の終了を迎えること、並びに「北本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、新たに 2024(令和6)年度から7年間を見据えた「第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編)」(以下、「本計画」とします。)を策定しました。

北本市における地球温暖化対策実行計画

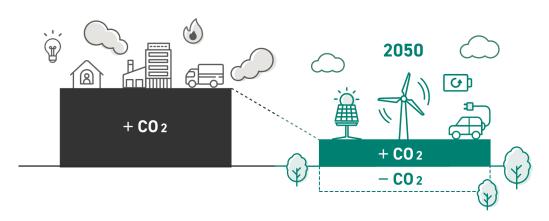
計画期間	区域施策編	事務事業編				
2004(平成 16)年度 ~2008(平成 20)年度	_	北本市地球温暖化対策実行計画				
2009(平成 21)年度 ~2013(平成 25)年度	_	第2次北本市地球温暖化対策実行計画				
2014(平成 26)年度 ~2018(平成 30)年度	_	第3次北本市地球温暖化対策実行計画				
2019(令和元)年度 ~2023(令和5)年度	_	第4次北本市地球温暖化対策実行計画				
2024(令和6)年度 ~2030(令和12)年度	第 5 次北本市地球温暖化対策実	· 行計画(区域施策・事務事業編)				

参考① ゼロカーボンシティ

2020(令和2)年 10月、政府は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする、すなわち温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」を均衡させることを意味します。

そこで、環境省では、2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体をゼロカーボンシティとして公表しています。



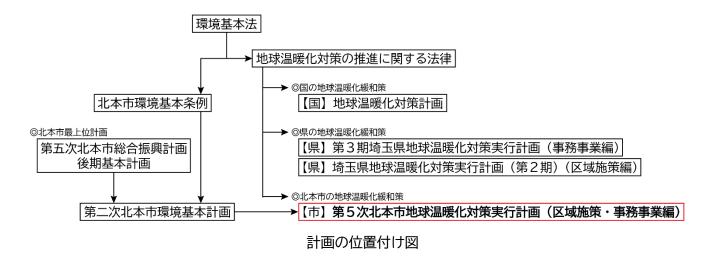


カーボンニュートラル イメージ図

出典:脱炭素ポータル(環境省)

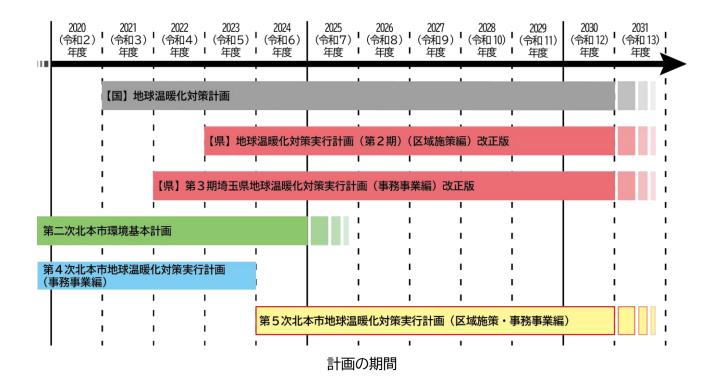
2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画 (区域施策編)」、第 21 条第 1 項に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として、国や県が 進める地球温暖化対策と整合を図りながら策定する計画です。また、2016(平成 28)年度に策定し た「第二次北本市環境基本計画」(以下、「第二次環境基本計画」とします。)における地球環境保全 の個別計画として位置付けます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2024(令和6)年度から 2030(令和 12)年度までの7年間とし、社会情勢等の変化により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



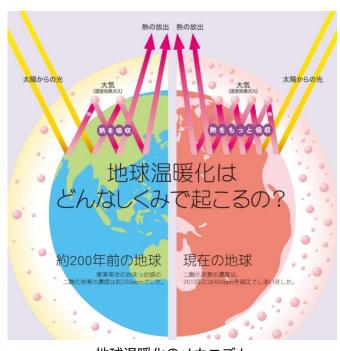
第2章 計画策定の背景

1 地球温暖化とは

地球は、太陽により暖められた地表面から 放出される熱の一部を、大気中の温室効果ガ スが吸収することで、私たち人間や動植物が 過ごしやすい気候に保たれます。しかし、大 気中の温室効果ガス濃度が高まり、吸収され る熱量が増加することで、地球の気温が上昇 しつつあります。この現象を地球温暖化とい います。

地球温暖化による気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、重要な環境問題の1つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸



地球温暖化のメカニズム

出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

参考② 2つの気候変動対策

気候変動の対策には、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、既に起こりつつある温暖化の影響に対処する「適応策」があります。

「緩和策」にあたる本計画の推進と 同時に、地球温暖化に伴う健康面や自 然災害へのリスクに備える「適応策」 にも取り組む必要があります。



出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト (国立研究開発法人 国立環境研究所)

2 地球温暖化対策に関する動向

(1) 国際的な動向

2015(平成 27)年、フランスのパリにおいて第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、1997 (平成 9)年の第3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書以来、18 年ぶりに新たな法 的拘束力のある国際的な合意文書であるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに削減状況や削減目標を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

2018(平成 30)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和 32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(2) 国内の動向

2020(令和2)年 10 月、我が国は、2050(令和 32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021(令和3)年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比 46%削減することとし、更に、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、同年 10 月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画においては、我が国は、2030(令和 12)年度 46%削減、そして 2050(令和 32)年カーボンニュートラルに向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

(3) 県の動向

埼玉県の総合計画である「埼玉県5か年計画(2022(令和4)年度~2026(令和8)年度)」では、2040(令和22)年を見据えた県が目指す将来像として「再生可能エネルギーの普及拡大や分散型エネルギーの利活用などによって脱炭素社会へ近づくとともに、水やみどりを守り育む県民や企業が増え、豊かな自然に人が集まり、にぎわう社会を目指す」ことを掲げています。

また、2023(令和5)年3月、国内外の脱炭素社会の実現に向けた動向を踏まえ、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)(区域施策編)」を改正しました。同計画では、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を将来像に掲げ、各主体の協働、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、適応策の推進が展開されています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)

2015 (平成 27) 年度に国連総会で 採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」 (以下、「SDGs」とします。) は、 2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 の目標とそれらに付随する 169 の ターゲットから構成された国際目標 です。この中には、目標7 (エネル ギーをみんなにそしてクリーンに) や目標 13 (気候変動に具体的な対策 を)を始めとした地球温暖化対策に 密接に関連した目標も含まれてお

SUSTAINABLE GOALS



SDGs17 の目標

出典:国際連合広報センター

り、脱炭素社会の実現のため、SDGs の視点を踏まえた環境・経済・社会の3つの側面を統合した取組が求められています。

4 市域の概況

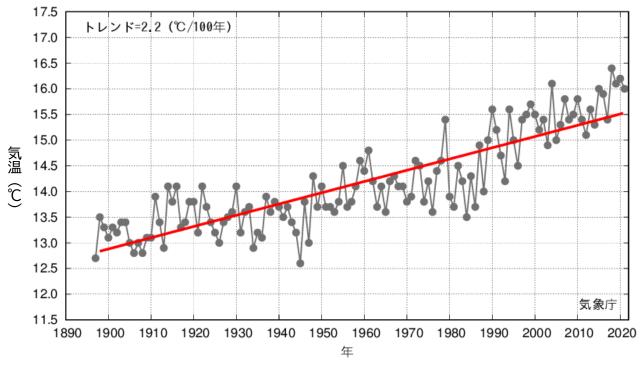
(1) 地域の概要

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、市内の大部分が大宮台地上にあり、南北を流れる荒川や元 荒川とそこに挟まれた台地から形成されています。この地形が生みだした肥沃な土壌は、広大な畑 と水田を支えており、点在する昔ながらの雑木林や美しい里山が暮らしと隣り合う、自然と人々が 共生を続けてきたまちです。

(2) 気候概況

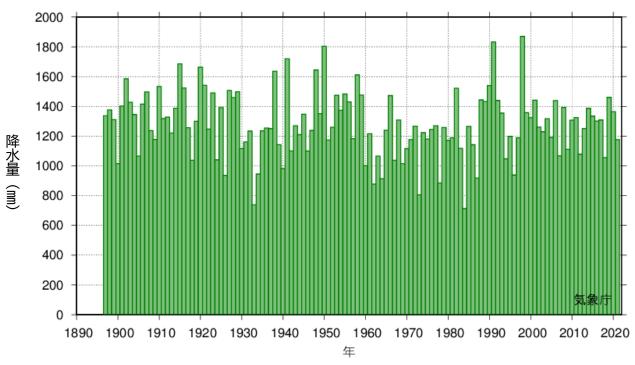
熊谷地方気象台における年平均気温は上昇傾向に推移しており、地球温暖化の影響が顕著に表れているといえます。年降水量では、年によりばらつきがあり、如実な傾向はみられませんが、地球温暖化の影響により豪雨の頻度が増加することが指摘されており、今後の動向に留意が必要です。

また、猛暑日の年間日数は増加傾向にあり、熱中症による健康面へのリスクも高まりつつあります。こうした中、本計画の推進により地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するとともに、私たち自身が地球温暖化による影響に適応していくことが求められます。



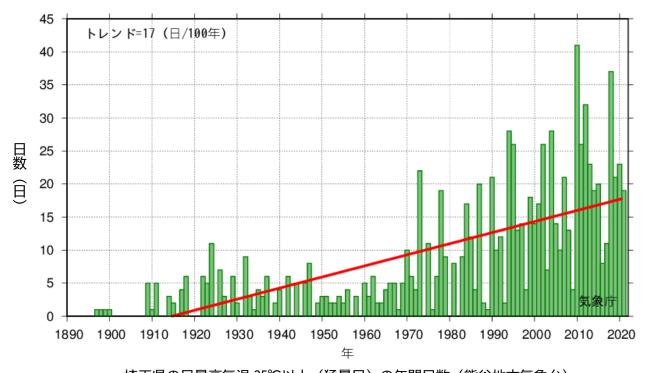
埼玉県の年平均気温の推移(熊谷地方気象台)

出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト (国立研究開発法人 国立環境研究所)



埼玉県の年降水量の推移(熊谷地方気象台)

出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト(国立研究開発法人国立環境研究所)

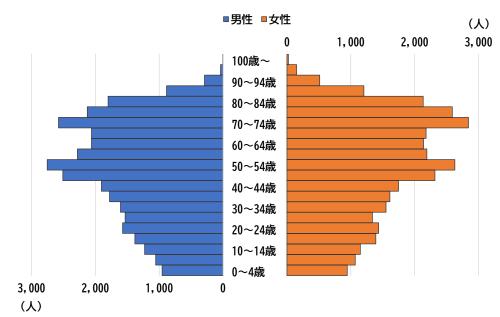


埼玉県の日最高気温 35℃以上(猛暑日)の年間日数(熊谷地方気象台) 出典:気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト(国立研究開発法人 国立環境研究所)

(3) 人口推移・将来人口

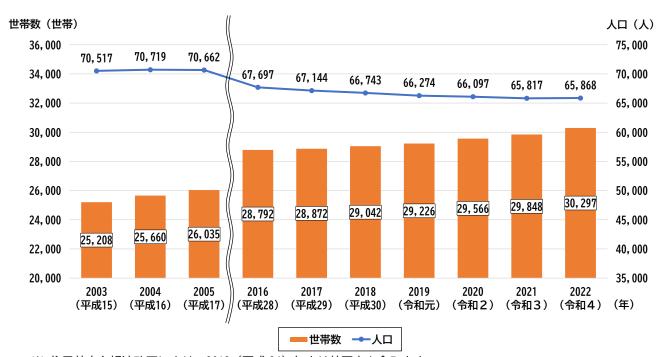
本市の人口は、2023(令和5)年4月末現在で、65,576人となっており、人口構成は少子高齢化を示す「つぼ型」となっています。更に人口は 2004(平成 16)年をピークに減少傾向にあり、北本市人口ビジョンにおける将来人口推計でも、人口は減少の一途をたどる見込みとなっています。

一方、世帯数では年々増加傾向にあることから核家族化や単身世帯が進行していることがうかが えます。



2023 (令和5) 年度4月末における北本市の人口構成

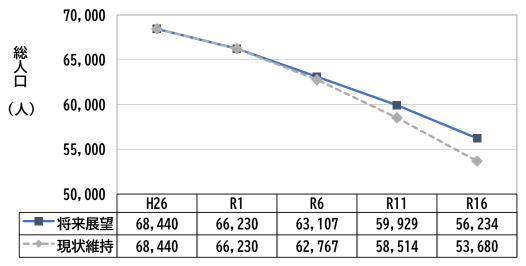
出典:北本市全体年齢別人口より作成



※ 住民基本台帳法改正により、2012 (平成24) 年より外国人を含みます。

北本市の人口と世帯数の推移

出典:北本の統計より作成 / 各年10月1日現在(住民基本台帳)



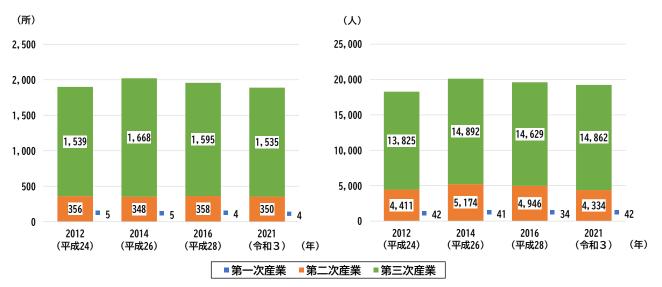
北本市の将来人口推計

出典:第五次北本市総合振興計画_後期基本計画より作成

(4) 産業の動向

本市における3分類別の事業所数及び従業者数の推移を見ると、第三次産業の割合が最も高くなっています。

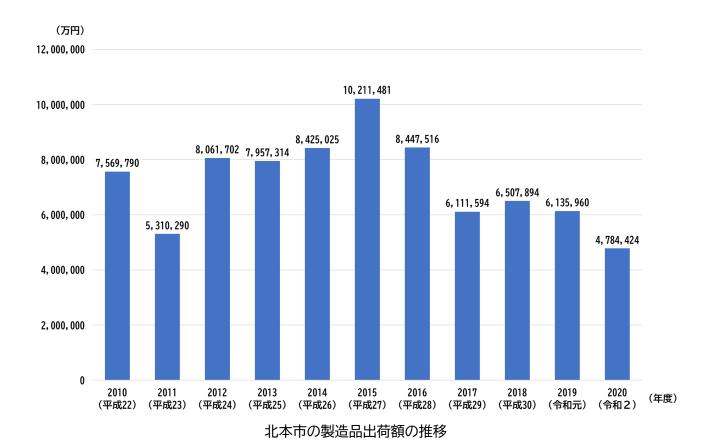
また、第二次産業に含まれる製造業における製造品出荷額の推移を見ると、年により変動は見られますが、2015 (平成 27) 年度をピークに、近年は減少傾向にあります。



3分類別事業所数の推移(民営)

3分類別従業員数の推移(民営)

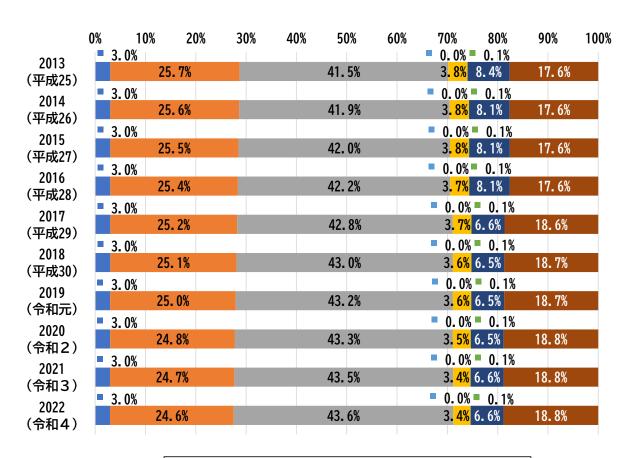
出典:北本の統計、経済センサス-活動調査(経済産業省)より作成 / 平成24年2月1日現在、平成26年7月1日現在、平成28年6月1日現在、令和3年6月1日現在



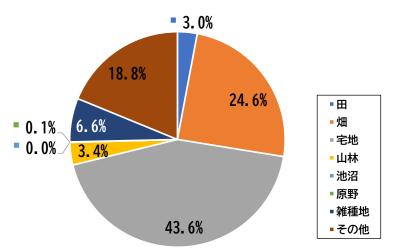
出典:工業統計調査、経済センサス-活動調査(経済産業省)より作成

(5) 土地利用状況

2022(令和4)年における土地利用状況は、宅地が43.6%と最も多く、次いで里山的環境を示す田、畑、山林で30.9%を占めています。経年変化を見ると、田は変化がないものの、畑及び山林は微減傾向、宅地は微増傾向を示しています。



■田 ■畑 ■宅地 ■山林 ■池沼 ■原野 ■雑種地 ■その他 北本市の土地利用の推移



北本市の2022(令和4)年における土地利用割合

第3章 区域施策編(市域における取組)

1 対象範囲

本市域で行われる温室効果ガスを排出する行動、それらを防止・低減する活動、地球温暖化対策に向けた行動すべてを対象とします。

2 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた7種類とし、本市の温室効果ガス排出量は、部門・分野別の排出活動に伴う活動量の実態の把握が困難であることから、埼玉県が毎年度公表する値を用いることとします。なお、埼玉県の公表値は、各種統計データの修正や算定方法の見直しにより、第二次環境基本計画策定時の公表値から変更されています。

本計画で算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	算定 対象	地球温暖化係数	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	0	1	燃料、電気の使用等
メタン (CH ₄)	0	25	燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の焼却 等
一酸化二窒素 (N ₂ 0)	0	298	燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の焼却 等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	0	12~14,800	自動車用エアコンディショナーの使用等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	×	7, 390~17, 340	半導体素子の製造工程におけるドライエッ チング等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	×	22,800	特別高圧受変電設備の絶縁体等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	×	17, 200	半導体素子、液晶素子の製造等

3 市域における温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量の現況

【産業部門:第1次産業及び第2次産業におけるエネルギーの使用に伴う CO2の排出】

産業部門の排出量は、国の「地球温暖化対策計画」において基準年度である 2013(平成 25)年度から 2015(平成 27)年度まで増加傾向にありましたが、2016 年(平成 28)年度以降は変動がありながらも減少に転じています。これは、前掲「第2章 4 市域の概況」で示したとおり、第1次産業及び第2次産業の事業所数または従業員数が減少傾向にあることが起因していると考えられます。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
製造業	55.4	57.5	65.8	43.3	41.8	43.5	40.3	40.1
建設業・鉱 業	3.85	2. 32	2. 24	2. 15	2. 15	2. 18	1. 60	1.73
農林水産業	1.09	1.28	1.44	1.72	1.53	1.37	1.62	1.81
産業部門計	60.3	61.1	69.5	47. 2	45.5	47. 1	43. 5	43.6

【業務その他部門:第3次産業におけるエネルギーの使用に伴うCO2の排出】

業務その他部門では、2015 (平成 27) 年度に一時増加したものの、2013 (平成 25) 年度から本計画の区域施策編における算定可能な直近年度である 2020 (令和2) までの8年間を通して見ると、減少傾向にあることがわかります。これは、本市の産業構造のうち最も多くを占める第3次産業の事業所数及び従業員数がともに減少傾向にあることが起因していると考えられます。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
業務その他 部門	75.7	65.8	68. 0	59.9	57. 5	56. 3	52. 5	49. 4

【家庭部門:家庭におけるエネルギーの使用に伴う CO2の排出】

家庭部門における排出量は、一般的に世帯数に比例しますが、世帯数が増加傾向にある本市の排出量は、変動がありながらも減少傾向にあります。これは、照明等高効率な製品の普及による技術発展や温室効果ガス削減に向けた市民の配慮行動の効果が出てきていると推察されます。

また、2020(令和2)年度における排出量は、新型コロナウイルスのまん延防止措置によるテレワーク等の増加の影響が考えられます。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
家庭部門	97.4	85.4	85.8	76.5	83.7	79.7	70.4	76. 5

【運輸部門:自動車及び鉄道におけるエネルギーの使用に伴う CO2の排出】

運輸部門では、旅客用自動車の排出量が減少傾向にある一方、貨物用自動車の排出量は増加傾向にあります。これは、北本市内における旅客用自動車の車両保有台数が減少傾向、貨物用自動車の車両保有台数が増加傾向にあるためと考えられ、旅客用自動車の減少率が貨物用自動車の増加率を上回ることから、総量としては減少傾向にあります。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
旅客用自動 車	60.6	57.9	57.8	56.5	56.0	55.1	52.4	46. 1
貨物用自動 車	19.6	19.9	19.9	19.5	19.4	19.6	20.2	19.0
鉄道	4.9	4.6	4.5	4.3	4. 1	3.8	3.6	3.8
運輸部門計	85.1	82.4	82. 2	80.3	79.5	78. 5	76. 2	68.9

【農業分野:水田における嫌気性微生物による有機物の分解に伴う CH4の排出】

農業分野における排出量では、市内の水稲の作付面積の減少に伴い排出量も減少傾向にあるもの と考えられます。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
水田	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

【廃棄物分野:一般廃棄物中に含まれるプラスチックごみ及び合成繊維の焼却に伴う CO₂ の排出、 生活排水処理施設における排水処理に伴う CH₄ 及び N₂O の排出】

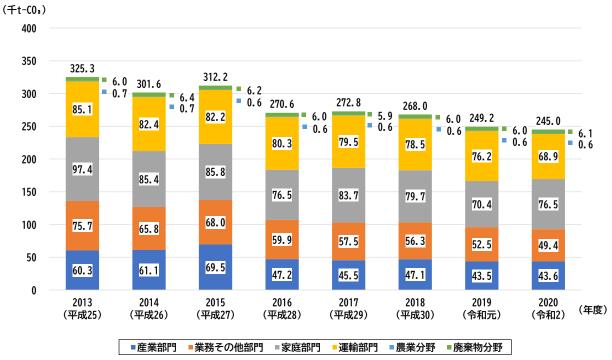
一般廃棄物の焼却における排出量はほとんど平行に推移しており、ごみの分別処理の更なる促進が求められます。また、生活・商業排水処理における排出量は微減傾向にあり、本市の人口の減少と公共下水道の普及による浄化槽人口の減少に起因するものと考えられます。

部門・分野 (千t-CO ₂)	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
一般廃棄物 の焼却	5.7	6.1	6.0	5.8	5. 6	5. 7	5. 7	5.8
生活・商業 排水処理	0.38	0. 27	0.27	0. 26	0.25	0.27	0.26	0. 26
廃棄物分野 計	6.0	6.4	6. 2	6.0	5.9	6.0	6.0	6. 1

【総排出量】

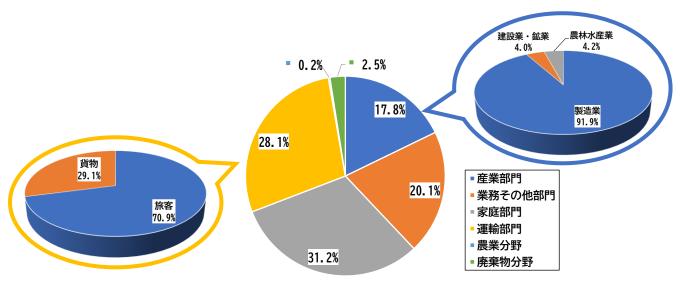
本市の温室効果ガス総排出量では、基準年度とされる2013(平成25)年度から、算定可能な直近年度である2020(令和2)年度まで、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

また、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量を部門・分野別に見ると、エネルギー起源 CO₂に該当する産業分野、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門が、総排出量の 97.3%を占めており、今後、市民及び事業者の協力のもと省エネルギー対策を強化することで大きな削減効果が期待されます。



北本市における温室効果ガス排出量の推移

出典:埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書より作成

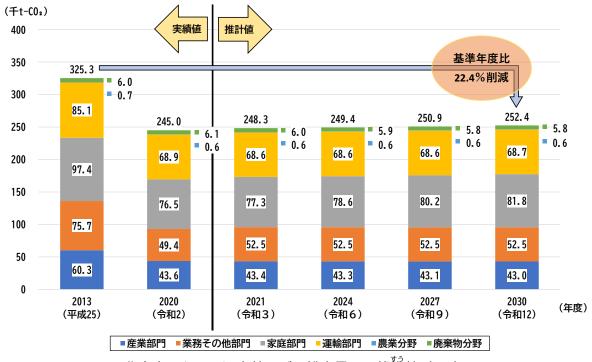


北本市における 2020 (令和2) 年度の部門・分野別温室効果ガス排出割合 出典:埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書より作成

(2) 温室効果ガス排出量趨勢(BAU)

本市でこれまで行われてきた温室効果ガス排出量の削減に向けた対策から、今後追加的な対策を 見込まないまま推移した場合の将来の排出量(現状趨勢排出量、以下「BAU 排出量」とします。)を 推計すると、国の掲げた目標年度である 2030(令和 12)年度の BAU 排出量は、算定可能な直近年度 である 2020(令和 2)年度と比較して約 3.0%の増加となる見込みです。増加要因としては、世帯 数の増加や貨物車両の保有台数の増加等が考えられます。

また、国の目標年度と基準年度を比較すると 22.4%の削減となる見込みですが、国や県の削減目標では、2030 (令和 12) 年度における温室効果ガス排出量を基準年度比で 46%削減することとしており、本市でも更に削減する必要があります。



北本市における温室効果ガス排出量の現状趨勢(BAU)

(3) 森林吸収量

北本市森林整備計画(令和5年3月)対象森林の、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収量の推計値は、約21.1t-CO₂となっています。

対象森林における二酸化炭素吸収量

樹種	面積(ha)	吸収量(t-CO ₂ /年)		
スギ	1.17	5.9		
天然林(クヌギ・コナラ等)	7.66	15. 2		
合 計	8.83	21.1		

(4) これまでの取組

第4次計画の上位計画である第二次環境基本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として、2015 (平成 27) 年に国連に提出した「日本の約束草案」に基づいた 2030 (令和 12) 年度に 2013 (平成 25) 年度比で 26%削減する目標から按分した、2025 (令和7) 年度に 2013 (平成 25) 年度比で 18%削減を掲げていました。

2020(令和2)年度現在での基準年度比の削減割合は 24.7%となっており、現時点における温室効果ガス排出量は第二次環境基本計画の削減目標に到達しています。また、BAU 排出量における2025(令和7)年度の削減割合は 23.2%となっており、温室効果ガス排出量が直近年度からやや増加すると推計されるものの削減目標は達成される見込みとなっています。

第二次環境基本計画の目標達成状況

年度	2013 (平成 25) 年度	2020 (令和2) 年度	(2025 令和7) 年度	
項目	基準年度 実績値	直近年度 実績値	BAU 排出量 推計値	第二次環境基本計画 削減目標値	達成 状況
温室効果ガス 排出量 (千 t -CO ₂)	325. 3	245. 0	249.9	266.7	0
基準年度比 削減割合		24.7%	23. 2%	18.0%	

第二次環境基本計画では、市・市民・事業者・民間団体が協働により重点的に進めていく取組を「協働プロジェクト」として4つ掲げています。それらのうち、次に示す協働プロジェクトⅡ及びⅢを循環型・低炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策として取り組んでいます。

地球温暖化対策に係る第二次環境基本計画の取組

長期的な目標2 (循環型・低炭素社会の構築に向けて)

資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

協働プロジェクトⅡ

ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

- ●資源が循環利用され、廃棄物の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ●リデュース・リフューズ・リユース・リサイクルの取り組みを進め、環境にも家計に もやさしい暮らしづくりを進めます。
- ●ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

協働プロジェクトⅢ

省エネ・創エネ エコライフプロジェクト

- ●CO₂(温室効果ガス)の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。(温室効果ガス排出の緩和)
- ●節電など省エネについて学び、家庭で楽しく実践し、環境にも家計にもやさしい暮ら しづくりを進めます。
- ●陽だまりや採光、風通しなどの自然をいかし・楽しみ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用が工夫されているまちづくりを進めます。
- ●まちの中の緑が果たす気候調整などの役割を活かし、子どもから大人まで自転車の利用や歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりを進めます。

◇これまでの取組

〈協働プロジェクトⅡ〉

ごみ減量・4R もったいないプロジェクト参考指標

取組指標に対する実績と目標

年度		実績値		目標値	
+12	2013	2020	2021	2025	
項目	(平成 25) 年度	(令和2) 年度	(令和3) 年度	(令和7) 年度	
市民一人1日あたり のごみ排出量(g)	804	812	797	779	
市民一人1日あたり の家庭ごみ排出量 (g)(資源除く)	510	547	534	470	
事業系ごみ排出量 (t)	3, 758	3, 450	3,535	3, 570	

①4R (特にリデュース・リフューズ・リユース) の普及と推進

・グリーン購入推進事業

環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入推進指針に基づき各部署においてグリーン購入を実施しています。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
グリーン 購入率	77.0%	76.0%	78.0%	60.0%	73.1%	57.6%	45.7%

・建設事業におけるリサイクルの推進

解体工事において、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、提出書類の徹底を指導することでリサイクルを推進しています。

また、各工事において特定建設資材のみならず、その他建設廃材も分別を指導し、資源として再利用されるよう指導しています。

・ごみ減量等推進市民会議活動支援事業

ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動(市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等)に対し、助成等の支援を行っています。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和 4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
活動費補助金決算額(千円)	1, 248		500	500	600	600	600

②ごみ排出量の削減と資源化の推進

・一般廃棄物の回収

一般廃棄物の回収量の推移は以下のとおりです。

実績

項目	年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
燃や 出量	せるごみ排 (t)	13, 086	12, 952	12, 910	13, 078	12, 973	12, 743	12, 755
	せないごみ 出量(t)	1, 401	1,369	1, 381	1, 554	1, 744	1, 566	1, 401
資源	化物(t)	3, 238	3,047	2, 928	2,971	3,089	2,881	2, 818
	容器包装類	783	776	814	833	854	853	858
資源化物	粗大ごみ中 資源化物	91	99	106	125	137	118	102
物	資源回収	2, 337	2, 147	1,986	1,998	2,067	1,884	1,835
の内訳	廃乾電池	20	16	16	8	25	21	18
	廃蛍光管	6	6	5	6	5	4	4
Δ/ (牛乳パック	1	3	1	1	1	1	1
	(化物を除く) ごみ量 (t)	386	410	433	472	529	500	445
総排	出量(t)	18, 111	17, 778	17, 652	18,075	18, 335	17,690	17, 419
資源	化率*1	17.88%	17. 14%	16.59%	16.44%	16.85%	16.29%	16. 18%
	(人) 年度末現在)	67, 381	66, 935	66, 468	66, 230	65, 920	65, 798	65, 613
	1日あたりの 排出量 (g) ^{*2}	736	728	728	746	762	737	725

^{※1} 資源化率(%) = 資源化物(t) / 総排出量(t) × 100

・資源回収の充実

ごみカレンダーを作成・配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトル の資源回収を実施しています。

実績

年度項目	2016 (平成28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
缶類(t)	175	170	158	160	146	164	155
ビン類(t)	410	380	349	336	337	309	299
紙類(t)	1, 333	1, 209	1, 107	1, 119	1, 127	1,021	993
布類(t)	290	267	248	264	316	272	262
ペットボトル (t)	129	121	124	119	122	118	125

^{※2} 一人1日あたりのごみ排出量(g) = 総排出量(t) × 10⁶(g換算)/人口(人)/年度日数(閏年を除く)

・容器包装の分別収集事業

容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集 を実施しています。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
回収量(t)	783	776	814	833	854	853	858

・牛乳パック回収事業

市内公共施設 12 箇所に牛乳パック回収箱等を設置し、拠点回収を行っています。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和 4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
回収量(t)	1	3	1	1	1	1	1

・小型家電の回収事業

小型家電の回収量の推移は以下のとおりです。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
回収量 (kg)	2, 400	2, 400	6, 126	8, 220	10, 219	10,863	9, 667

・廃食油の回収事業

廃食油の回収量の推移は以下のとおりです。

実績

年度項目	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
回収量(L)	1,624	1,667	2,520	2,340	3,600	2, 250	2,700

③循環型社会形成推進基本法の推進

・ごみ出しルールの徹底とごみ収集体制の整備

2017(平成29)年度に、家庭ごみ・資源類分別マニュアルを作成し全戸へ配布しました。また、2019(令和元)年度に、かねてより配布しているごみカレンダーの多言語版(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)を作成し配布しました。

・生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機購入費補助事業

生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出 される生ごみを処理する生ごみ処理容器 (コンポスト)、電気式生ごみ処理機の購入に対し、 費用の一部を助成しています。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
補助件数 (件)	11	9	10	9	11	39	37

・生ごみたい肥促進事業

中丸東小学校において、生ごみ処理機を利用した給食残菜の肥料化を行いました。各学期に 1度程度のペースで農業体験の指導員を通じて回収し、畑に利用しました。

また、2019(令和元)年度に市内小学校(全8校)においてダンボールコンポスト体験事業 を実施しました。各小学校にダンボールコンポストを配付し、給食調理時に発生する残さをた い肥化し、花壇等に利用しました。

2021(令和3)年度に、&green マーケットにおいてダンボールコンポストの実演を実施しました。

・事業系ごみの適正処理の推進

埼玉中部環境センターにおいて、搬入ごみ状況調査を実施し、不適正な業者に対し、中部環境センターより指導を行っています。

また、2019(令和元)年度には、事業系ごみ適正排出ガイドブックを作成し、事業所に配付しました。

・市庁舎内のごみの分別収集の徹底

市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」 の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ご みの分別収集を徹底しました。

実績

年度項目	2016 (平成28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
燃やせるご み(kg)	2, 366	2, 407	2, 213	2, 153	1, 420	1, 472	1,552
燃やせない ごみ(kg)	212	382	389	348	314	378	389
容器包装類(kg)	222	416	400	430	286	367	314
紙資源 (kg)	29, 830	26, 255	27, 360	29, 500	24, 798	30,600	27, 597

・一般廃棄物処理基本計画の推進

一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)に基づき、ごみの減量・再資源化の推進を図っています。

④廃棄物の広域処理の推進

・ごみ処理広域化事業

鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理広域化に向け、新たに建設するごみ処理施設の計画を進めていましたが、2019(令和元)年度に計画が白紙になりました。

新施設の建設に向け検討を始めるため、2020(令和2)年度に鴻巣市とのごみ処理広域化勉強会を5回開催し、2021(令和3)年度には、鴻巣市、吉見町と「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結しました。

また、2022(令和4)年度に「埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会」において「基本合意書を踏まえて調査研究及び検討した結果、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である。」との答申を受けました。

〈協働プロジェクトⅢ〉

省エネ・創エネ エコライフプロジェクト参考指標

取組指標に対する実績と目標

年度			目標値		
十尺	2013	2014	2020	2022	2025
項目	(平成 25)	(平成 26)	(令和2)	(令和4)	(令和7)
塩口	年度	年度	年度	年度	年度
市域における温					2013(平成
室効果ガス排出	325.3	301.6	245.0	_	25) 年度比
量 (千 t-CO ₂)					18%の削減
					2018(平成
公共施設におけ					30) 年度ま
る温室効果ガス	3, 350	3, 687	3, 539	3, 569	でに 2015
る温宝効未ガス 排出量(t-CO₂)	3, 330	3,007	3, 339	3, 309	(平成 27)
が山里(じし2)					年度比
					1.8%の削減
公用車の低公害					
車導入率	49.0%	77.1%	81.8%	79.3%	85.0%
(九都県市指定)					

①省エネルギー対策(省エネ)の推進

・公用車両への低公害車の導入 低公害車の保有台数の推移は以下のとおりです。

実績

年度項目	2016 (平成28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
公用車両計 (台)	71	66	65	58	55	56	49
ハイブリッ ド車 (台)	5	5	5	5	5	4	3
プラグイン ハイブリッ ド車 (台)	0	0	0	0	0	5	5
圧縮天然ガス車(台)	2	0	0	0	0	0	0
電気自動車(台)	6	6	6	6	6	6	6

・道路照明灯等整備事業

夜間の交通の安全及び犯罪防止のため、道路照明灯の設置や修理を行うとともに、LED化を進めています。

実績

年度項目	2016 (平成28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
道路照明灯総設置基数(基)	5, 297	5, 338	5, 399	5, 439	5, 514	5, 524	5, 569
LED灯設 置基数 (基)	4, 435	4, 580	4, 774	4, 956	5, 132	5, 199	5, 237
LED化率	83.7%	85.8%	88.4%	91.1%	93.1%	94.1%	94.0%

②再生可能エネルギー利用(創エネ)の推進

・太陽光発電などの利用普及

県の補助制度を案内することでエネファームや蓄電池の設置を呼びかけています。 また、市役所庁舎に 2014 (平成 26) 年度から設置している太陽光発電システムの発電量の 推移は以下のとおりです。

実績

年度項目	2016 (平成28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
発電量 (kWh/年)	13, 696	14, 012	14, 201	13, 448	13, 313	13, 703	13, 656
CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	4. 31	4. 41	4. 47	4. 23	4. 19	4. 31	4. 18

③地球温暖化対策の推進

・地球温暖化対策実行計画推進事業

第4次北本市地球温暖化対策実行計画に基づき、年間の目標を掲げ、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向けて取り組みました。

④公共交通利用環境の向上

・デマンドバスの運行

交通弱者等への移動手段の確保に貢献するため、ドア・ツー・ドア運行を行っています。ワゴン車両2台、セダン車両2台の運行による、年間利用者数の推移は以下のとおりです。

実績

年度項目	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(平成 28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
年間利用者 数(人)	27, 813	26, 912	27, 718	26, 304	20,033	22, 621	22, 950

⑤自転車利用環境の整備

西中央通線に安心走行の整備として自転車レーンを設置しています。

⑥省エネ型住まいづくりやスマートハウスの普及・促進 国・県の制度について周知・啓発を行いました。

参考③ デコ活応援団 (新国民運動官民連携協議会)

環境省では、2050(令和32)年カーボンニュートラル及び2030(令和12)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を展開しています。



上記の取組の他、北本市では、国、自治体、企業、団体、個人の効果的な連携や意見共有の活性化を 推進する「デコ活応援団」に参画しています。

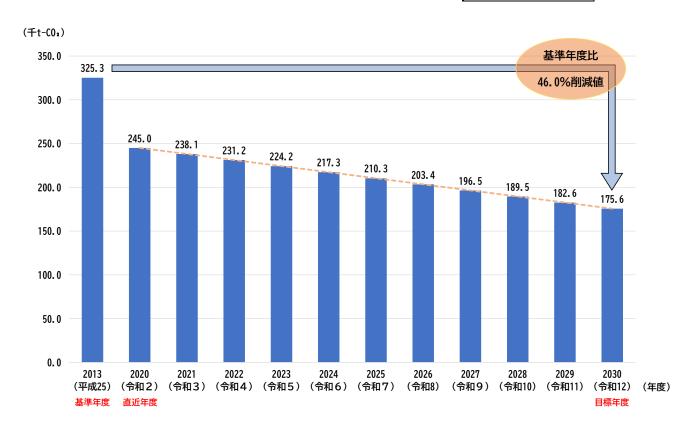
4 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

本市域の温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、本市のゼロカーボンシティの実現と、国及び県が定める削減目標に寄与するため、以下の削減目標を掲げます。

【北本市における温室効果ガス排出量削減目標】 2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比 46.0%の削減

温室効果ガス排出量の実績値と目標値

年度	2013 (平成 25) 年度	2020 (令和2) 年度	2030 (令和 12) 年度 目標年度 達成値	
項目	基準年度 実績値	直近年度 実績値		
温室効果ガス 排出量 (千 t -CO ₂)	325. 3	245. 0	175. 6	
基準年度比 削減割合		24.7%	46.0%	



第4章 事務事業編(市役所における取組)

1 対象範囲

市役所が行う全ての事務及び事業を対象とします。なお、指定管理者に運営を委託する施設についても、委託者に対し業務に支障のない範囲で温室効果ガスの排出削減に向けた取組を講じるよう要請します。

2 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、区域施策編同様に「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた7種類とします。なお、算定の対象は二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) の4種類とし、それ以外の3種類については本市の事務事業に係る排出活動がない、又は排出量が極めて少ないことから算定対象外とします。

3 市の事務事業における温室効果ガス排出量

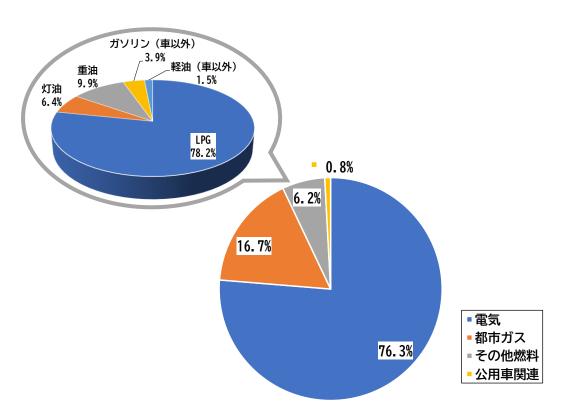
(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市の温室効果ガス排出量の経年変化について、国の「地球温暖化対策実行計画」において基準年度とされる 2013 (平成 25) 年度から、本計画の事務事業編における算定可能な直近年度である 2022 (令和4) 年度までを見ると、2018 (平成 30) 年度まで増加傾向にあった総排出量は、コロナ渦にあった 2020 (令和2) 年度にかけて減少に転じました。その後、新型コロナウイルスが収束に向かい始めた 2021 (令和3) 年度には増加したものの、2022 (令和4) 年度には再び減少に転じています。

また、温室効果ガス排出量を機関別に見ると、市役所庁舎が 433.8 t-CO₂ と最も多く全体の 12.2%を占め、次いで、文化センターの 292.7 t-CO₂が 8.2%、体育センターの 183.2 t-CO₂が 5.1% と推移しています。



北本市役所における温室効果ガス排出量の推移

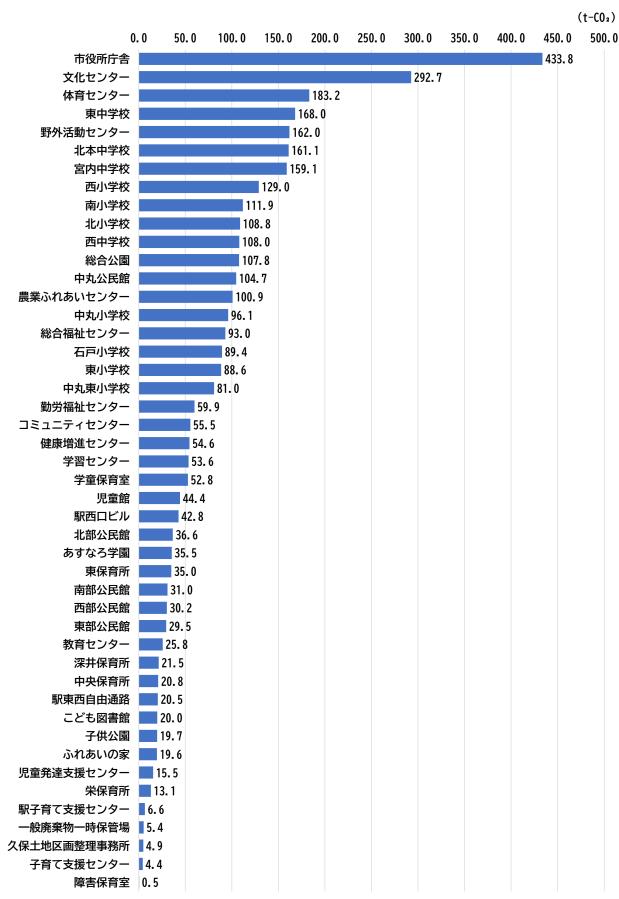


北本市役所における2022(令和4)年度のエネルギー種別温室効果ガス排出割合

北本市役所における2022(令和4)年度の公共機関別ガス別温室効果ガス排出量

公共機関 ガス種(t-CO ₂)	市役所庁舎、文 化センター及び 児童館		小中学校	その他公共施設	合計	
二酸化炭素(CO ₂)	【市】 【文】 【児】	462. 22 292. 67 44. 40	1,301.07	1, 466. 92	3, 567. 28	
メタン (CH ₄)	【市】 【文】 【児】	0. 04 0. 00 0. 00	0.00	0.00	0.04	
一酸化二窒素(N ₂ 0)	【市】 【文】 【児】	0.97 0.00 0.00	0.00	0.00	0. 97	
ハイドロフルオロカ ーボン(HFC-134a)	【市】 【文】 【児】	0.70 0.00 0.00	0.00	0.00	0. 70	
合計	【市】 【文】 【児】	463. 94 292. 67 44. 40	1,301.07	1, 466. 92	3, 568. 99	

[※] 小数点の四捨五入により必ずしも合計が一致しません。



北本市役所における 2022 (令和4) 年度の施設別エネルギー起源 CO₂(車両除く) 排出量

(2) これまでの取組

第4次計画では、事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標として、2017(平成29)年度を基準年度とし2023(令和5)年度までに3%の削減を掲げていました。

2022(令和4)年度現在での 2017(平成 29)年度比の削減割合は 6.7%となっており、現時点に おける温室効果ガス排出量は第4次計画の削減目標に到達しています。

2022 2023 2017 年度 (令和4) (平成 29) (令和5) 年度 年度 年度 基準年度 直近年度 第4次計画 達成 項目 状況 実績値 実績値 削減目標值 温室効果ガス 排出量 3,827 3,569 3, 712 $(t-C0_2)$ 0 基準年度比 6.7% 3.0% 削減割合

第4次計画の目標達成状況

第4次計画では、削減目標の達成に向け、温室効果ガスの排出を直接抑制する取組及び間接的に抑制する取組を設定し取り組んできました。それらのうち、数値目標を設定した項目の達成状況を次に示します。

温室効果ガスの排出を直接抑制する取組

WILLIAM CENTER OF MARKET CONTRACTOR OF THE CONTR							
年度	2019	2020	2021	2022	2023		
十段	(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)	
	年度	年度	年度	年度	年度		
項目	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	達成 状況	
北本市役所全機関における水道使用量(㎡)	141,950	110, 263	153, 740	124, 303	151,896	0	
北本市庁舎における紙の使用量(枚)	3, 165, 872	3, 139, 656	3, 813, 604	3, 842, 522	3, 273, 208	×	
北本市庁舎における事 業系ごみ排出量(t)	2.59	1.73	1.85	1.94	2.78以下	0	

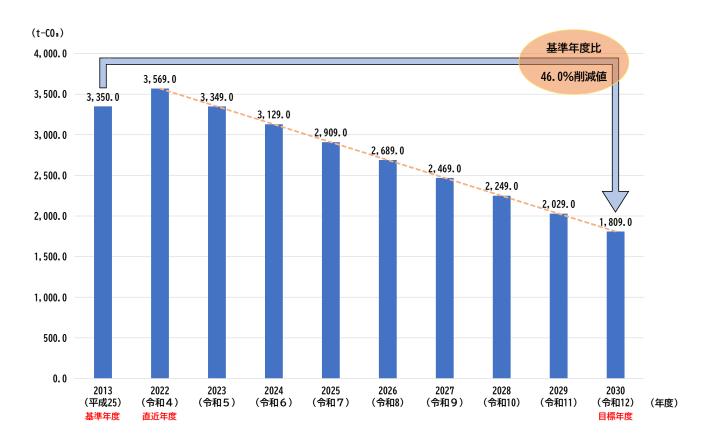
4 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、本市のゼロカーボンシティの実現と、国及び県が定める削減目標に寄与するため、以下の削減目標を掲げます。

【北本市役所における温室効果ガス排出量削減目標】 2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比 46.0%の削減

温室効果ガス排出量の実績値と目標値

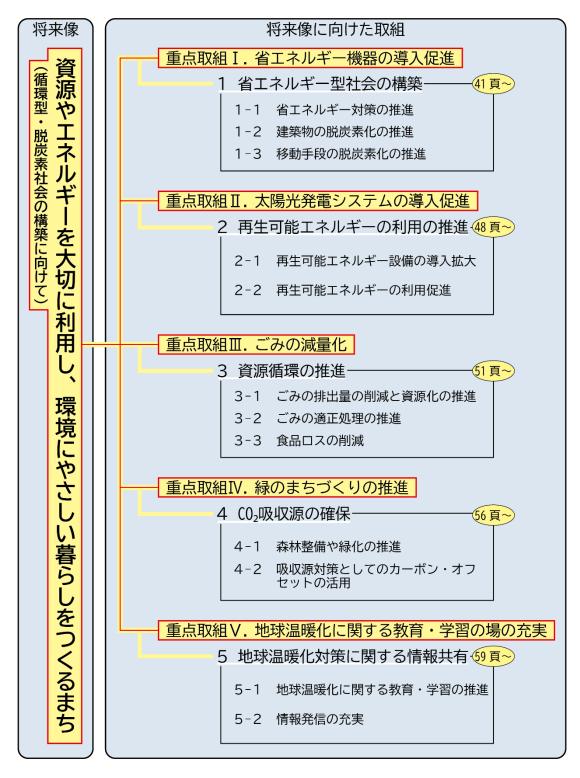
年度	2013	2022	2030	
	(平成 25)	(令和4)	(令和 12)	
	年度	年度	年度	
項目	基準年度	直近年度	目標年度	
	実績値	実績値	達成値	
温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	3, 350	3, 569	1,809	
基準年度比 削減割合		2013(平成 25) 年度比 6.5%増加	46.0%	



第5章 重点プロジェクト

1 施策の体系

本計画の望ましい将来像として、第二次環境基本計画で定められた環境像「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」における、"循環型・低炭素社会の構築"に向けた長期的な目標「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」を引き継ぎ、"循環型・脱炭素社会の構築"を長期的な目標として次の体系図のとおり施策を展開します。



2 重点プロジェクト

本市が目指す望ましい将来像の実現に向け、市が率先して取り組むべき事業、家庭や学校、事業 所等、住民・事業者にとって身近で取り組みやすい事業など、三者が早急に取り組むべき地球温暖 化対策を、本市の自然的・社会的特性を考慮し5つの重点プロジェクトを展開します。

I. 省エネルギー機器の導入促進

国の地球温暖化対策計画において、「LED 等の高効率照明について 2030 年までにストックで 100% 普及することを目指す」、「2030 年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車の割合を 5割~7割にする」とされていることから、本市では高効率照明の導入率の上昇と、車両の更新・入替時における次世代自動車の普及に取り組みます。

行政

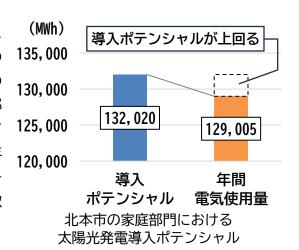
- ○可能な限り施設(設備)の高効率照明化に努めます
- ○公用車の更新時は、可能な限り次世代自動車を導入します

市民・事業者

- ○照明は可能な限り高効率照明化に努めます
- ○自家用車や社用車の入替時は、可能な限り次世代自動車の導入に努めます

II. 太陽光発電システムの導入促進

環境省の「REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)」による再生可能エネルギー導入ポテンシャルのうち、北本市域で発電可能な設備は「太陽光発電」のみとなっています。また、「太陽光発電」のうち家庭部門における導入ポテンシャルは、132,020MWh となっており、本市の全世帯(令和4年10月現在)における年間電気消費量129,005MWhを上回ります。省エネルギー対策とともに太陽光発電システムの導入に積極的に取り組み、削減目標の達成を目指します。



本市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再エネ設備の種類	設備容量	利用可能熱量	発電電力量	再エネ導入 ポテンシャル
太陽光発電	288, 330kW	1	400, 280MWh	14 億 MJ
家庭部門	93, 922kW	1	132,020MWh	5 億 MJ
風力発電	0kW	1	OMWh	0 億 MJ
中小水力発電	0kW	ı	OMWh	0 億 MJ
地熱発電	0kW	ı	OMWh	0 億 MJ
太陽熱	1	2 億 MJ	_	2 億 MJ
地中熱	_	28 億 MJ	_	28 億 MJ
再生可能エネルギー合計	288,330kW	30 億 MJ	400,280MWh	44 億 MJ

出典: REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム(環境省)より作成

行政

- ○公共施設に太陽光発電システムを導入します
- ○補助制度等による住宅用再生可能エネルギーの普及促進を図ります

市民・事業者

- ○自宅や事務所、工場等に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます
- ○補助制度の活用や情報収集を行い、再生可能エネルギー利用機器の導入に努めます

III. ごみの減量化

本市域から発生する廃棄物は、埼玉中部環境保全組合で、吉見町、鴻巣市及び北本市の広域処理 を行っています。「ごみ減量 一人ひとりの 自覚から」をスローガンとして、「捨てればごみ・活 かせば資源!」を合言葉に、ごみの分別、減量、再資源化を推進しています。

行政

- ○一般廃棄物及び産業廃棄物の分別及び再生利用を促進します
- ○マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用を 控えます

市民・事業者

- ○ごみの適正な処理、再生利用に努めます
- ○マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー等を持参し、ワンウェイプラスチック製品の使用を 控えます

IV. 緑のまちづくりの推進

森林の適切な整備により、本市の里山的景観を維持していくとともに、CO₂ 吸収源の確保に努めます。また、森林の面積や樹種、齢級等の詳細な情報の把握に努め、より正確な吸収量の把握に努めます。

行政

- ○市内に残る樹林の適正な整備に努め、吸収源となる森林の保全を図ります
- ○森林に関する情報を収集し、より正確な吸収量の把握に努めます
- ○緑の募金「苗木の配布」など市民の緑化行動を支援します

市民・事業者

- ○市が行う樹木の保全に協力します
- ○自宅や事業者の敷地内の緑化に努めます

V. 地球温暖化に関する教育・学習の場の充実

北本市役所自らが率先して地球温暖化対策に取り組み、市民・事業者の取組の模範となるととも に、環境教育・環境学習の場を充実させ市域の脱炭素化の取組の拡大を促します。

行政

○地球温暖化対策についての環境教育や環境学習の場を充実させ、知識・意識の向上を図ります

市民・事業者

○環境教育や環境学習の場に積極的に参加します

第6章 削減目標の達成に向けた施策

削減目標の達成に向けた施策の検討にあたり、国の地球温暖化対策計画で想定される削減効果を基に算出された、埼玉県の削減効果の対策のうち、本市で考え得る対策を抽出し市内の製造品出荷額や世帯数等の活動量を基に推計しました。なお、国及び県と本市とでは、産業構造等、温室効果ガスの排出に起因する活動の内訳が異なることから、本削減見込み量が必ずしも本市の温室効果ガス排出量の展望にそぐわないことに留意が必要です。

国及び県と連携した取組の削減見込み量

	2030(令和 12)年度		
部門・分野	2030 (平和 12) 平度 削減見込量	取組例	
미미그 기회	(千 t-CO ₂)	4X小丘 [7] 	
	(+ 1-002)		
		◇コージェネレーションの導入	
NI/		◇低炭素工業炉の導入	
産業	5.4	◇産業用モーター・インバータの導入	
		│◇高性能ボイラーの導入	
		◇産業用照明の導入	など
		◇建築物の省エネルギー化(新築・改修)	
		◇トップランナー制度等による機器の省エ	
光なったは	11 0	ネルギー性能向上	
業務その他	11.9	- ◇高効率照明の導入	
		◇BEMS の活用、省エネルギー診断等による	
		徹底的なエネルギー管理の実施	など
		◇住宅の省エネルギー化(新築・改修)	
		◇高効率給湯器の導入	
	17. 1	◇高効率照明の導入	
家庭		◇HEMS・スマートメーターを利用した徹底	
7. JE		的なエネルギー管理の実施	
		◇トップランナー制度等による機器の省エ	
		◇ 「	など
		イルイ 住間的工 ◇次世代自動車の普及、燃費改善	みし
		│◇水色化白動車の自及、燃質以音 │◇トラック輸送の効率化	
運輸	23. 1	V 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		│◇エコドライブの推進 │◇ハサ☆済機関の利用の状	+> _"
ウタル スのルソフウ		◇公共交通機関の利用促進	など
廃棄物・その他温室	3.6	◇廃棄物焼却量の削減	4.1.
効果ガス	0.0	◇バイオマスプラスチック類の普及	など

前掲の削減見込み量を基に、本計画の目標年度である 2030 (令和 12) 年度における排出見込み量を以下に示します。国の地球温暖化対策計画において設定される、2030 (令和 12) 年度の電力排出係数が 0.25 kg-CO₂/kWh まで低減されることを考慮すると、58.0%の削減を見込むことができます。ただし、電気の排出係数の低減に頼らずに削減目標を達成するためには、太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を積極的に導入していく必要があります。

2030 (令和12) 年度における温室効果ガス排出見込み量

部門・分野 (千 t-C0 ₂)	2013 (平成 25) 年度 排出量		2013 (平成 25) 年度比			
(+ 1-002)		BAU 排出量	BAU による 削減見込量	対策による 削減見込量	対策後の 排出見込量	削減率
産業	60.3	43.0	17.3	5. 4	37.7	37.6%
業務その他	75.7	52. 5	23. 2	11.9	40.6	46.4%
家庭	97. 4	81.8	15. 6	17. 1	64. 7	33.6%
運輸	85.1	68.7	16. 4	23. 1	45. 6	46.5%
廃棄物	6.0	5.8	0.2	3.6	2. 2	63. 7%
農業	0.7	0.6	0.1	ı	0.6	15.1%
小計	325.3	252. 4	72.9	61.1	191.3	41. 2%
電力排出係 数の低減	_			54. 7	_	_
合計	325.3	252. 4	72.9	115.9	136.5	58.0%

1 省エネルギー型社会の構築

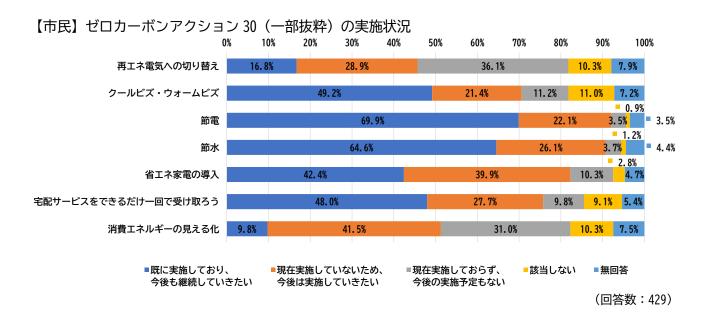
(1) 現状と課題

前掲「第3章 3(1)温室効果ガス排出量の現状」で示したとおり、市域における温室効果ガス総排出量のうち、97.3%が電気や液体燃料、気体燃料等のエネルギーの消費によるものとなっています。

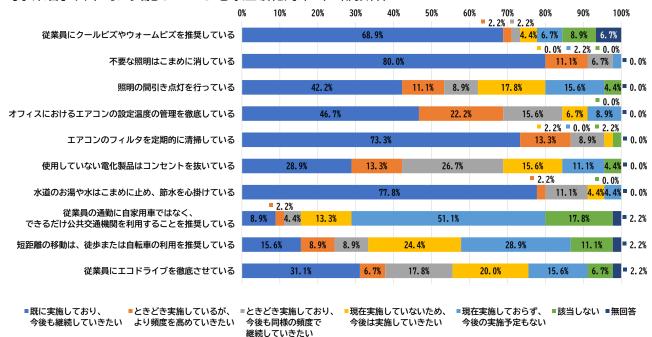
また、市民アンケート調査の結果によると、ゼロカーボンアクション 30 の実施状況の設問のうち「エネルギーを節約、転換しよう!」の項目について、「既に実施しており、今後も継続していきたい」と回答したのは、「節電」が 69.9%と最も多く、次いで「節水」が 64.6%となっています。一方、「現在実施していないため、今後は実施していきたい」と「現在実施しておらず、今後の実施予定もない」を合わせた『現在実施していない』と回答したのは、「消費エネルギーの見える化」が 72.5%と最も多く、次いで「再エネ電気への切り替え」が 65.0%となっています。これは、地球温暖化対策についての考え方の設問の、「手間はかけても、コストはあまりかけずに取り組みたい」又は「手間もコストもかけたくはないが、ある程度は取り組みたい」という回答が多かったことからもうかがえます。

なお、「再工ネ電気への切り替え」について、「電力会社を変更した」又は「電力会社の変更を検討した」回答者のうち、その理由として「再生可能エネルギーの割合が高いから」と回答したのは、市民が7.0%、事業者が20.0%、「PPAモデルなど電気の地産地消を行っているから」と回答したのは、市民が1.1%、事業者が6.7%となっており、地球温暖化対策を理由に電力会社を「変更」又は「変更を検討」した回答者は極めて少ない現状が示されました。

これらから、本市ではエネルギー消費量の削減が求められており、行政・市民・事業者の各主体による率先した省エネ行動が必要とされています。



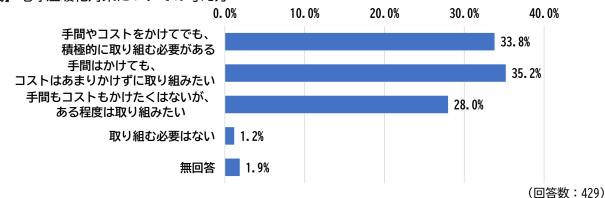
【事業者】日常的に実施している地球温暖化対策(一部抜粋)

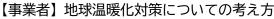


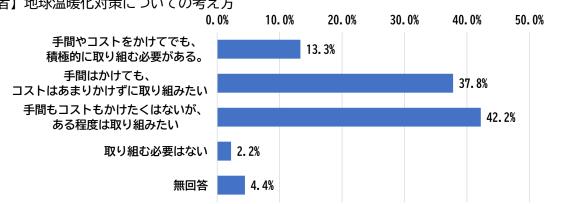
(回答数:45)

(回答数:45)

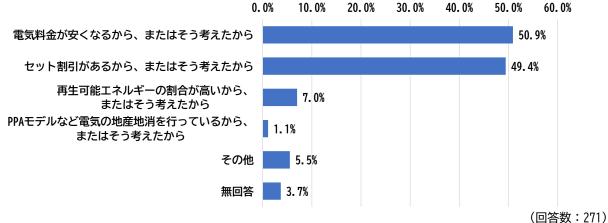
【市民】地球温暖化対策についての考え方



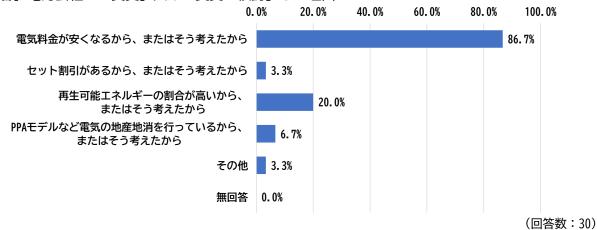








【事業者】電力会社を「変更」又は「変更を検討」した理由



(2) 主な取組

1-1 省エネルギー対策の推進

各主体一人ひとりの省エネルギー行動の実践と省エネルギー機器の導入により、エネルギー消費 効率を向上させ、エネルギー需要の低減を図ります。

◇行政の取組

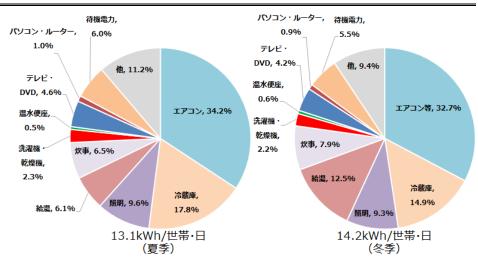
- ▶ 冷暖房機器の温度設定や使用時間を適正管理し、クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ▶ 渡り廊下やトイレ等、照明を常時必要としない場所では、使用後の消灯を徹底します
- ▶ 退庁時に、周囲の電化製品の電源が落とされていることを確認します
- ▶ トップランナー制度や環境省 LD-Tech 認証制度を参考に、省エネルギー性能の優れた高効率型 製品の導入に努めます
- ▶ 既存施設の省エネルギー診断を実施し、より効果的かつ効率的な省エネルギー対策を図ります
- ▶ 庁内の省エネルギーの率先行動を励行するとともに、市民・事業者へ省エネルギー行動につい て啓発することで、市域全体での省エネルギーを誘導します
- ▶ 市民・事業者へ省エネルギー機器の導入を支援します

市民	事業者
市民	事業者
	市民市民市民市民市民

参考④ 家庭でできる省エネルギー対策

家庭における電力消費 量は、夏季、冬季ともに エアコン、冷蔵庫、照 で5割以上を占めます。 エネルギー消費量を削の 温室効果ガス排出量を削 減し地球温暖化の抑制に 貢献するだけでなく、ご 家庭の光熱費の削減にも つながります。

下記の省エネ行動を参 考に、家電製品の使用方 法を見直し、効率よく消 費エネルギーを削減しま しょう。



家庭における家電製品の1日での電力消費割合

出典:省エネポータルサイト(経済産業省)

家電製品	省工ネ行動	CO ₂ 削減量 節約効果 (年間)
	〈冷房時の設定温度の適切化〉	14.8 kg
	外気温31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃から 1℃上げた場合(使用時間:9時間/日)	約 940 円
	〈暖房時の設定温度の適切化〉	25.9 kg
	外気温6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から 20℃にした場合(使用時間:9時間/日)	約 1,650 円
 	〈冷房の使用時間の適正化〉	9.2 kg
エアコン	設定温度28℃の冷房を1日1時間短縮した場合	約 580 円
	〈暖房の使用時間の適正化〉	19.9 kg
	設定温度20℃の暖房を1日1時間短縮した場合	約 1,260 円
	〈定期的なフィルター清掃(1~2回/月)〉	15.6 kg
	フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルター を清掃した場合の比較	約 990 円
冷蔵庫	(ものを詰め込みすぎない)	21.4 kg
	詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較	約 1,360 円
	〈庫内の設定温度の適切化〉	30.1 kg
	設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度22℃)	約 1,910 円
照明	〈照明のLED化及び点灯時間の管理〉	45.5 kg
	54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換(年間2,000時間 使用)かつ点灯時間を1日1時間短くした場合	約 2,890 円

出典:省エネポータルサイト(経済産業省)より作成

1-2 建築物の脱炭素化の推進

建築物の高断熱化や高気密化、冷暖房効率の向上、照明機器の高効率化を行うとともに、建築物のエネルギー管理を徹底することにより、民生部門の省エネルギー化に貢献します。

◇行政の取組

- ▶ 公共施設の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEB 化等)に努めます
- ➤ EMS (エネルギーマネジメントシステム) の導入を検討します
- ▶ 家庭や事業所における省エネルギー設備導入の支援を行います

◇市民・事業者の取組

▶ 住宅の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEH 化等)に努めます

市民事業者

▶ 事務所や工場の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEB 化等、ZEF 化 等)に努めます

市民事業者

➤ EMS(エネルギーマネジメントシステム)の導入を検討します

市民事業者

1-3 移動手段の脱炭素化の推進

運輸部門の脱炭素化に向け、ガソリン、軽油等の液体燃料のみを動力源とする自動車の利用を控えるとともに、自転車や徒歩、公共交通機関を積極的に活用した、低炭素な移動手段の日常化を目指します。

◇行政の取組

- ▶ 職員の通勤時の移動は公共交通機関を利用します
- ▶ 短距離の移動の際は徒歩や自転車を利用し、車の利用を控えます
- ▶ 中長距離の移動の際は、可能な限り公共交通機関を利用します
- ▶ 車での移動の際は、エコドライブを徹底します
- ▶ 車での同一場所、同一方向への移動の際は、可能な限り相乗りします
- ▶ 市民の次世代自動車の導入に向けた普及促進に努めます

◇市民・事業者の取組

▶ 通勤、通学等の移動は公共交通機関の利用に努めます

市民事業者

▶ 短距離の移動の際は徒歩や自転車を利用し、車の利用を控えます

市民事業者

事業者

市民

▶ 中長距離の移動の際は、可能な限り公共交通機関を利用します

市民事業者

▶ 車での移動の際は、エコドライブを徹底します

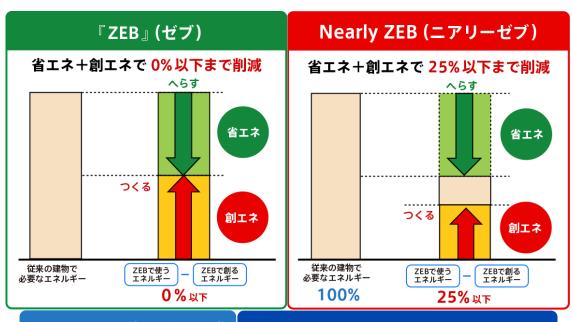
市民事業者

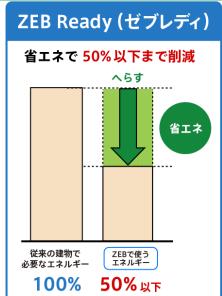
▶ 車での同一場所、同一方向への移動の際は、可能な限り相乗りします。

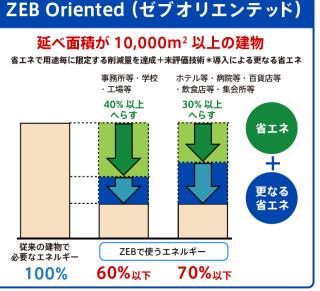
参考(5) ZEH・ZEB・ZEF

ZEH、ZEB、ZEFとは、それぞれ「Net Zero Energy House」、「Net Zero Energy Building」、「Net Zero Energy Factory」の略称で、建物の高断熱化や高気密化、高効率設備の利用によりエネルギー消費量を削減するとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用により、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

断熱性や気密性の高い建物は、快適な室温を保ちやすく、冷暖房の効率が上がるため、急激な温度変化によるヒートショック等の事故を防ぐ効果もあります。また、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池の活用により電気の使用が可能です。このように、ZEH化、ZEB化、ZEF化することで、地球温暖化対策のみならず、健康で快適かつ非常時にも安心な生活が送れるメリットがあります。







*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

出典:ZEB PORTAL (環境省)

2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と課題

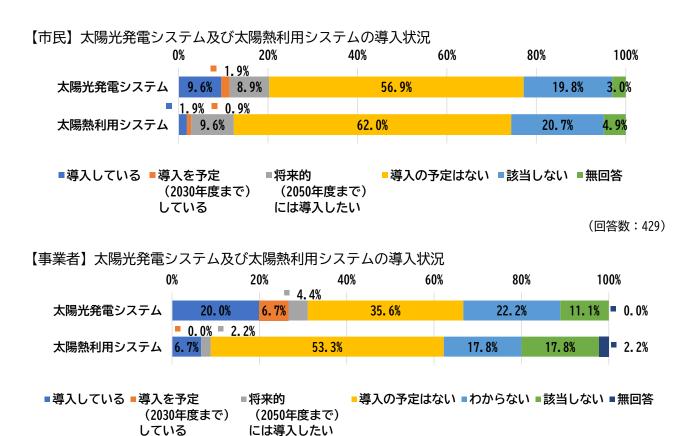
環境省の「自治体排出量カルテ」によると、2021(令和3)年度における北本市域の再生可能エネルギーの導入量は、11,453kW となっており、消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量は、約5.5%と、増加傾向にあります。

また、アンケート調査による、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの導入状況をみると、太陽光発電システムを「導入している」と回答した市民は 9.6%、事業者は 20.0%の一方、太陽光発電システムを「導入の予定はない」と回答した市民は 56.9%、事業者は 35.6%でした。太陽熱利用システムを「導入している」と回答した市民は 1.9%、事業者は 6.7%の一方、太陽熱利用システムを「導入の予定はない」と回答した市民は 62.0%、事業者は 53.3%となっています。市民、事業者ともに、設備の導入にはコストが障壁となっているため、行政には補助金等による導入の後押しが求められます。



本市域の再生可能エネルギー導入容量累積の経年変化

出典:自治体排出量カルテ(環境省)より作成



(2) 主な取組

2-1 再生可能エネルギー設備の導入拡大

前掲「第5章 1 省エネルギー」により、エネルギー消費量を抑制すると同時に、再生可能エネルギーを最大限導入することで、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

(回答数:45)

◇行政の取組

- ➤ 公共施設の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEB 化等)に努めます(再掲)
- ▶ 市有地の未利用地等に太陽光発電設備やソーラーカーポートの導入を検討します

◇市民・事業者の取組

 ▶ 住宅の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEH化等)に努めます(再 掲)
 ▶ 事務所や工場の新築、改築、改修時に省エネルギー化(ZEB 化等、ZEF 化 等)に努めます(再掲)
 ▶ 畑地へのソーラシェアリングや空き地等へのソーラーカーポートの導入 を検討します

2-2 再生可能エネルギーの利用促進

住宅や事務所、工場などへの再生可能エネルギー利用設備の導入が困難な場合、再生可能エネルギー比率の高い電力利用へ切り替えることにより、再生可能エネルギー市場の拡大に貢献し、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

◇行政の取組

- ▶ 再生可能エネルギー由来の電力を供給する電力会社との契約を検討します
- ➤ 民間電力事業者等と連携し、PPA事業の設立を検討するとともに、その活用による太陽光発電システムの導入を検討します

◇市民・事業者の取組

▶ 再生可能エネルギー由来の電力を供給する電力会社との契約を検討します

市民事業者

▶ PPA 事業の設立を検討し、持続可能な地域貢献活動に貢献します

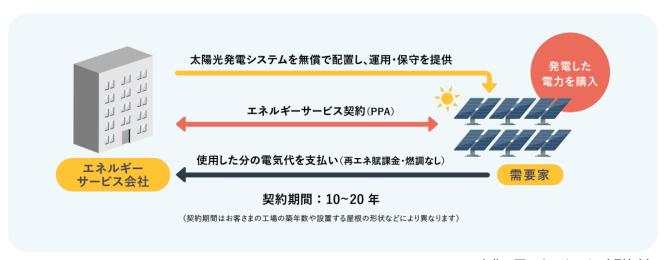
市民事業者

▶ PPA の活用による太陽光発電システムの導入を検討します

市民事業者

参考⑥ PPA モデル

PPA (Power Purchase Agreement)とは、電力販売契約という意味で、一般家庭の住宅の屋根や企業及び自治体の事務所や工場の屋根、遊休地等を発電事業者に無償で貸し、初期費用不要で太陽光発電設備を設置する仕組みです。発電した電気を住宅や企業、自治体で利用することで、電気料金とCO2排出量の削減が可能です。



出典:再エネスタート(環境省)

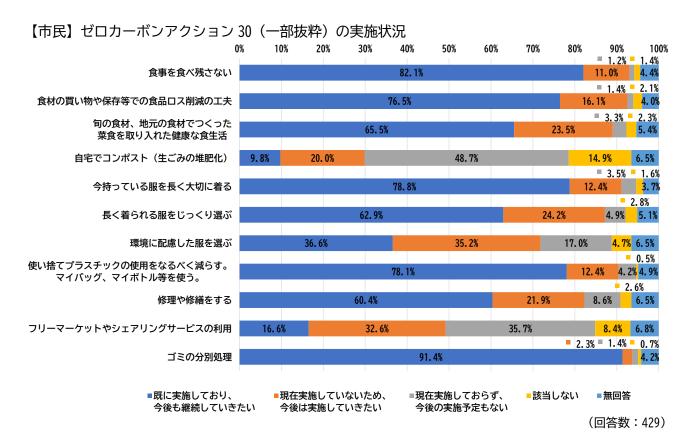
3 資源循環の推進

(1) 現状と課題

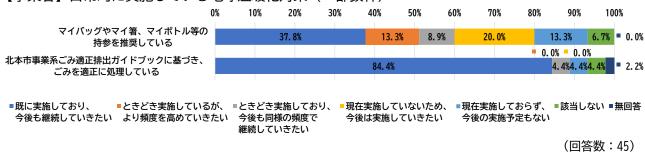
前掲「第3章 3 (4) ②ごみ排出量の削減と資源化の推進」で示したとおり、本市の一人1日 あたりのごみ排出量は、2020(令和2)年度から2021(令和3)年度にかけては減少しているものの、2020(令和2)年度までの2017(平成29)年度以降は増加傾向にありました。

アンケート調査結果によると、市民アンケートでは、ゼロカーボンアクション 30 の実施状況における資源循環の取組に係る項目について、ほとんどの項目で半数以上の回答者が「既に実施しており、今後も継続していきたい」と回答しており、積極的な取組意識がうかがえます。しかし、「自宅でコンポスト(生ごみのたい肥化)」、「環境に配慮した服を選ぶ」及び「フリーマーケットやシェアリングサービスの利用」の3項目については半数を下回り、今後の取組意識の改善が求められます。事業者アンケートでは、日常的に実施している地球温暖化対策における資源循環の取組に係る項目について、「北本市事業系ごみ適正排出ガイドブックに基づき、ごみを適正に処理している」では、「既に実施しており、今後も継続していきたい」、「ときどき実施しているが、より頻度を高めていきたい」及び「ときどき実施しており、今後も同様の頻度で継続していきたい」を合わせた『実施している』と回答したのは88.9%と高く、ほとんどの事業者で適正に処理されています。「マイバッグやマイ箸、マイボトル等の持参を推奨している」では、『実施している』と回答したのは60.0%と低くはないものの、容易に行うことができる取組であるため、今後の取組の促進が期待されます。

これらから、市民、事業者ともにごみの適正処理に対する意識の低さは見受けられませんが、一 人ひとりのごみを削減する行動を、より強化していく必要があります。



【事業者】日常的に実施している地球温暖化対策(一部抜粋)



(2) 主な取組

3-1 ごみの排出量の削減と資源化の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の、一方通行な経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用 する循環型社会経済への移行を目指します。

◇行政の取組

- ➤ 3R+Renewable を実践し、ごみの削減に努めるとともに、バイオ由来製品への切り替えを推進します
- ▶ 生ごみ処理機器購入費補助制度を継続し、生ごみの減量化・堆肥化を支援します
- ▶ 不要になってもまだ使える商品は、フリーマーケット等に出品するなど、商品の再利用に努めます

◇市民・事業者の取組

→ 3R+Renewable を実践し、ごみの削減に努めるとともに、バイオ由来製 市民 事業者 品への切り替えを推進します

→ コンポストを利用し、各家庭から排出される生ごみを堆肥化します 市民 事業者

→ 商品の提供・流通において、過剰包装を抑制し簡易包装化に努めます 市民 事業者

→ 不要になってもまだ使える商品は、フリーマーケット等に出品するな で、商品の再利用に努めます

3-2 ごみの適正処理の推進

廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却に伴う燃料の使用の他、一般廃棄物中に含まれるプラスチックごみや合成繊維の焼却でも CO_2 が発生します。そのため、ごみの排出量を削減するとともに、ごみの分別を徹底し適正に処理することが重要です。

◇行政の取組

- ▶ ごみカレンダーの配布を継続します
- ▶ 「家庭ごみ・資源類分別マニュアル」及び「北本市事業系ごみ適正排出ガイドブック」の周知に努めます
- ▶ ごみ減量化の啓発に努めるとともに、必要に応じてごみの収集・運搬ルートについて見直し・ 改善を行い、温室効果ガス排出量の削減に寄与します

◇市民・事業者の取組

▶ 「家庭ごみ・資源類分別マニュアル」に基づき、ごみを適正に処理します

市民事業者

▶ 「北本市事業系ごみ適正排出ガイドブック」に基づき、ごみを適正に処理します

市民事業者

▶ ポイ捨てや不法投棄は行いません

市民事業者

3-3 食品ロスの削減

一般廃棄物の燃焼に伴う燃料の使用量は、水分割合の高い生ごみが一般廃棄物中に占める割合と 比例して増加します。廃棄物処理においてエネルギー効率の悪い生ごみの排出を削減するため、一 人ひとりの取組意識の改善が求められます。

◇行政の取組

- ▶ 食品の食べ残しをなくします
- ▶ フードドライブ活動を推進し、廃棄される食品・食材の利活用に努めます
- ▶ 市民や学校へ出前講座等を通じて食品ロスの削減を啓発します

◇市民・事業者の取組

▶ 食品ロス削減のイベント等に積極的に参加し、食品廃棄物の影響を知り、持続可能な社会貢献に向けた意識醸成を図ります

市民事業者

▶ 食品の食べ残しをなくします

市民事業者

▶ 買い物時は、食べきれる量を考慮し、必要な分だけ購入します

市民 事業者

▶ 買い物時は、食品棚の手前からとるよう心掛けます

市民 事業者

▶ 野菜の茎など、可食部まで過剰に切り捨てず、調理方法を工夫します。

市民事業者

▶ フードドライブ活動を推進し、廃棄される食品・食材の利活用に努めます

市民事業者

参考(7) フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の子ども食堂や フードパントリー、フードバンク等を通じて生活困窮者支援団体や福祉施設等に寄付する活動のこと です。

2022(令和4)年 11 月には、北本市社会福祉協議会が「埼玉県下一斉フードドライブキャンペーン」に賛同し、総合福祉センターにてフードドライブが開催されました。集められた食品等は、北本市内のフードパントリーや子ども食堂にて活用されました。

参考⑧ プラスチック資源循環戦略

プラスチックは、幅広い製品や容器包装に利用される、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まったことから、循環型社会形成推進基本計画(2018(平成30)年6月閣議決定)に基づいて、2019年(令和元年)5月に消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省により策定されました。同戦略では、3R+Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げています。

また、2022(令和4)年4月から、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。



プラスチック資源循環戦略(概要)

令和元年5月31日

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

基本原則:「3R+Renewable」 【マイルストーン】 リデュース等 > ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) **<リデュース>** ▶石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル <リユース・リサイクル> 漁具等の陸域回収徹底 ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに > 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 リサイクル > アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル > イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイ ▶ 利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援) クル等により、有効利用 ▶需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等) <再生利用・バイオマスプラスチック> 再生材 > 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ⑤2030年までに再生利用を倍増 ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入 プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した 海洋プラス ▶ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) > 海岸漂着物等の回収処理 チック対策 ▶ 代替イノベーションの推進 ▶海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ▶ 途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開) 国際展開 > 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) ▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 社会システム確立 (ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) ▶ 技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション) ▶調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策) ▶情報基盤(ESG投資、エシカル消費) ▶連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開) > 海外展開基盤

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション(技術・消費者のライフスタイル)を促進

出典: circulation of plastic resources プラスチック資源循環(環境省)

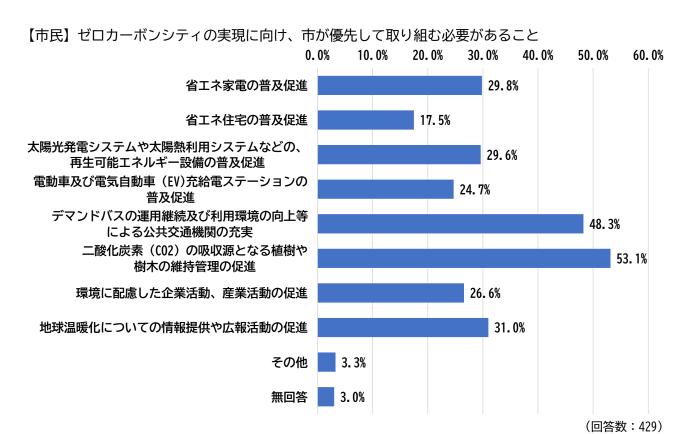
4 CO2吸収源の確保

(1) 現状と課題

前掲「第3章 3 (3)森林吸収量」で示したとおり、本市の森林整備計画対象森林は8.83haであり、そのうち約86.7%がクヌギやコナラ等を中心とした広葉樹二次林、13.3%がスギ林となっている現状です。

市民アンケート調査によると、ゼロカーボンシティの実現に向け、市が優先して取り組む必要があることについて、「二酸化炭素 (CO₂) の吸収源となる植樹や樹林の維持管理の促進」の回答が最も多く、53.1%でした。

本市の特徴でもある、里山的環境が残存していることから、森林整備に関する市民の意識は省エネルギーや再生可能エネルギーよりも高い現状にあり、今後も森林整備の継続と、更なる促進が期待されます。



(2) 主な取組

4-1 森林整備や緑化の推進

前掲「参考① ゼロカーボンシティ」で記したとおり、カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。つまり、ゼロカーボンシティの実現には排出量の削減とともに森林や都市緑地等の保全・整備による吸収源対策の推進が大切です。

◇行政の取組

- > 公共施設の屋上緑化や壁面緑化等、敷地内の緑化に努めます
- ▶ 森林整備や緑化活動等のボランティアの情報を共有します
- ▶ 森林環境教育を通じて、地球温暖化対策における森林の役割等、緑の保全の重要性を発信します

◇市民・事業者の取組

▶ 市内に残る樹林の適正な整備に努め、吸収源となる森林の保全を図ります

市民事業者

▶ 森林整備や緑化活動等のボランティアに積極的に参加します

市民事業者

▶ 森林整備や緑化活動等の情報を共有します

市民事業者

4-2 吸収源対策としてのカーボン・オフセットの活用

市内の樹林は河川域を中心に広がりを見せていますが、二酸化炭素の吸収量は市域の温室効果ガス排出量に対して 0.01%にも及びません。市内の樹林の維持管理と並行して、交流のある他自治体や団体と連携した森林整備事業の推進により、整備された森林から得られた二酸化炭素吸収量をオフセットし、本市の CO2排出量と相殺します。

◇行政の取組

▶ 姉妹都市等可能な限り交流のある多くの団体と連携したカーボン・オフセット事業を検討します

◇市民・事業者の取組

▶ J-クレジット制度を活用した吸収源対策を検討します

市民事業者

参考⑨ J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、CO₂等の温室効果ガスの排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」における報告時にクレジットを活用できます。



出典: J-クレジット制度(環境省・経済産業省・農林水産省)

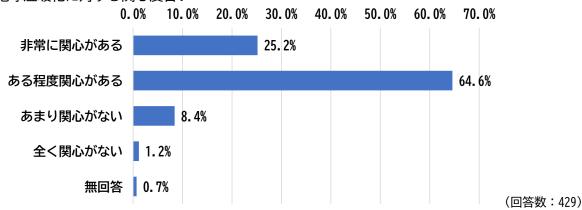
5 地球温暖化対策に関する情報共有

(1) 現状と課題

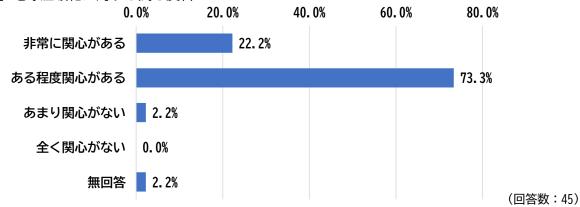
地球温暖化に関する意識調査の結果によると、地球温暖化に対する関心度合いの設問で、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』と回答したのは、市民が 89.8%、事業者が 95.6%と非常に高い関心が示されています。一方、ゼロカーボンシティ宣言の認知度及びカーボンニュートラルの理解度の設問では、「表明したことを知っており、カーボンニュートラルについて理解している」と「表明したことは知っているが、カーボンニュートラルについては理解していない」を合わせた『表明したことを知っている』と回答したのは、市民が 18.6%、事業者が 28.9%、「表明したことを知っており、カーボンニュートラルについて理解している」と「表明したことは知らないが、カーボンニュートラルについては理解している」を合わせた『カーボンニュートラルについて理解している』と回答したのは、市民が 47.8%、事業者が 71.1%と事業者におけるカーボンニュートラルの理解度以外は半数をも下回る結果となりました。

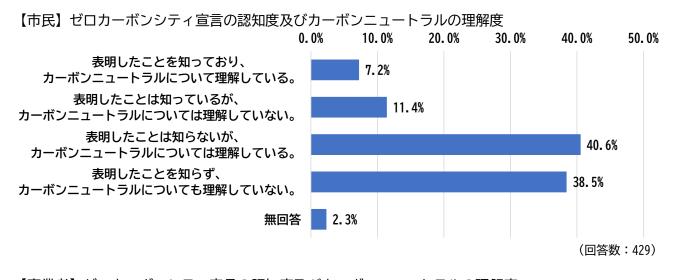
これらから、市民及び事業者が地球温暖化に高い関心を寄せていながらも、市からの情報の伝達・ 共有が十分に成されていない現状が課題といえます。今後、本計画の推進並びにゼロカーボンシティ の達成にあたり、より確実性のある情報の共有体制の整備や地球温暖化対策に関する勉強会の開催等 が求められます。

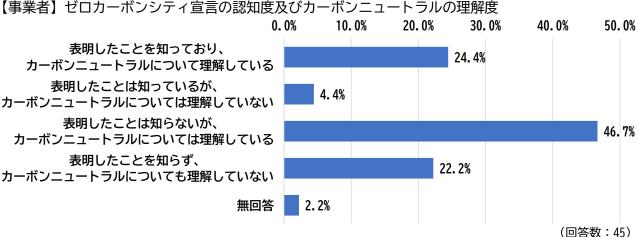
【市民】地球温暖化に対する関心度合い











(2) 主な取組

5-1 地球温暖化に関する教育・学習の推進

地球温暖化対策の実践には、温室効果ガスの役割や影響、対象となる発生源、将来に向けた共通 認識など、地球温暖化対策に関する知識と理解が必要です。地球温暖化に関する教育・学習を通じ て地球温暖化対策の実践につながる意識情勢を図ります。

◇行政の取組

- ▶ 脱炭素社会に向けた取組について勉強会を開催します
- ▶ 森林環境教育を通じて、地球温暖化対策における森林の役割等、緑の保全の重要性を発信します(再掲)

◇市民・事業者の取組

▶ 脱炭素社会に向けた取組について勉強会を開催します

市民事業者

▶ 地球温暖化に関する教育・学習を通じて地球温暖化対策について理解を 深めます

市民事業者

5-2 情報発信の充実

市、市民及び事業者の三者の協働によるゼロカーボンシティの実現に向け取り組むため、市から市民及び事業者に、あるいは事業者から市域に向けて地球温暖化対策についての情報を発信し、三者の情報共有を図ります。

◇行政の取組

- ▶ 市のホームページや SNS、広報紙等を活用し、本計画の周知と地球温暖化対策の普及・啓発に努めます
- ▶ 脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルの情報を発信します
- ▶ 森林整備や緑化活動等のボランティアの情報を共有します(再掲)

◇市民・事業者の取組

▶ 森林整備や緑化活動等のボランティアの情報を共有します(再掲)

市民事業者

➤ 本市の SNS や広報紙を確認します

市民事業者

➤ 事業者は、SNS や環境報告書等を通じて、自社の温室効果ガス排出量や削減の取組について発信します

市民事業者



♥北本市

友だち 5,771

イベント情報等をお届けします 基本情報を見る >





北本市公式 LINE



プロフィールを編集

北本市 📀

@kitamotocity

北本市公式アカウントです。首都圏近郊都市でありながら、豊かな緑を残すまちです。 Twitterではイベント情報等をお知らせします。 返信はしていませんのでご了承ください。

☆ イベント会場 ① ② 埼玉県北本市本町1-111 ② city.kitamoto.lg.jpஹ 2010年4月からTwitterを利用しています

323 フォロー中 6,583 フォロワー

北本市公式 X(旧 Twitter)



北本市公式 Facebook

第7章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 区域施策編の推進体制

脱炭素社会の実現には、市民及び事業者の協力が不可欠であるため、地球温暖化対策に関する意識 醸成を図り、環境に配慮した行動を実践していきます。

●北本市環境審議会

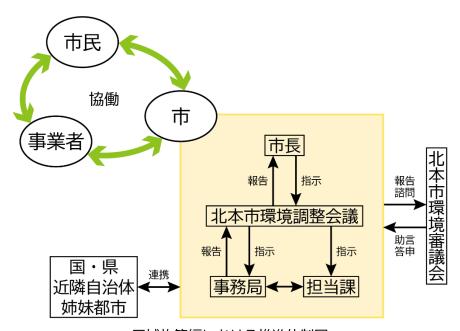
市長の附属機関として位置付けられ、環境基本法に基づいて設置された組織です。市長の諮問や報告に応じ、温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況等について調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

●北本市環境調整会議

副市長又は市長に委任された者が委員長を務め、教育長が副委員長、各部局長が委員を務めます。 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置され、本計画で掲げる目標や施策 の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実行性を確保します。

●広域的な連携

地球温暖化対策は、広範囲に及ぶ環境問題であることから、国や県との連携の他、近隣自治体や 姉妹都市である会津坂下町とも連携を図り、脱炭素社会に向けた取組を推進します。



区域施策編における推進体制図

(2) 事務事業編の推進体制

北本市環境調整会議や北本市環境調整検討部会において、計画の実施状況の点検や関係部局間での 施策の調整や連携を行うことにより、計画を推進していきます。

●北本市環境調整会議

副市長又は市長に委任された者が委員長を務め、教育長が副委員長、各部局長が委員を務めます。 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置され、本計画で掲げる目標や施策 の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実行性を確保します。

●北本市環境調整検討部会

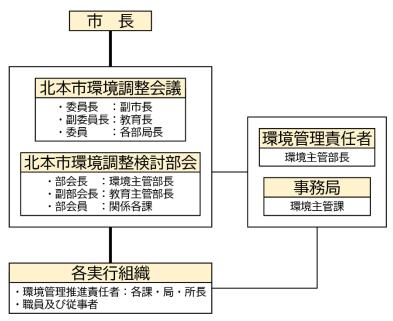
環境主管部長が部会長を務め、教育主管部長が副部会長、関係各課が部会員を務めます。環境に 関する施策の策定及び実施並びに進行管理に関することを検討するために設置され、本計画に掲げ る目標や施策の実施について、部局内での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確 保します。

●環境管理責任者

環境主管部長が務め、本計画における取組の統括、温室効果ガス排出量の取りまとめを行い、その結果を北本市環境調整会議に報告します。

●環境管理推進責任者

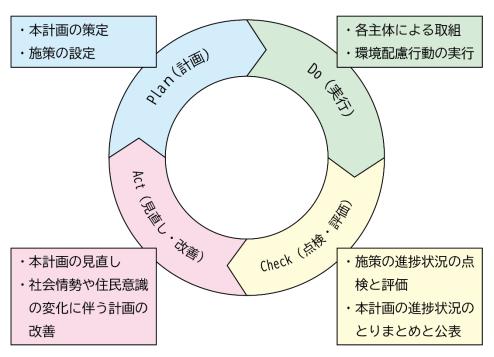
各課・局・所長(各施設については、所管課の課長)が務め、各課・局・所及び各施設において、 本計画を推進する責任者です。



事務事業編における推進体制図

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (点検・評価)」、「Act (見直し・改善)」の PDCA サイクルに則り実施します。目標の達成状況や施策の実施状況は定期的に点検・評価し、必要に応じて事業の見直し等、是正措置を行います。これらの結果は、「環境施策に関する年次報告書」により公表します。



PDCA サイクルによる進捗管理